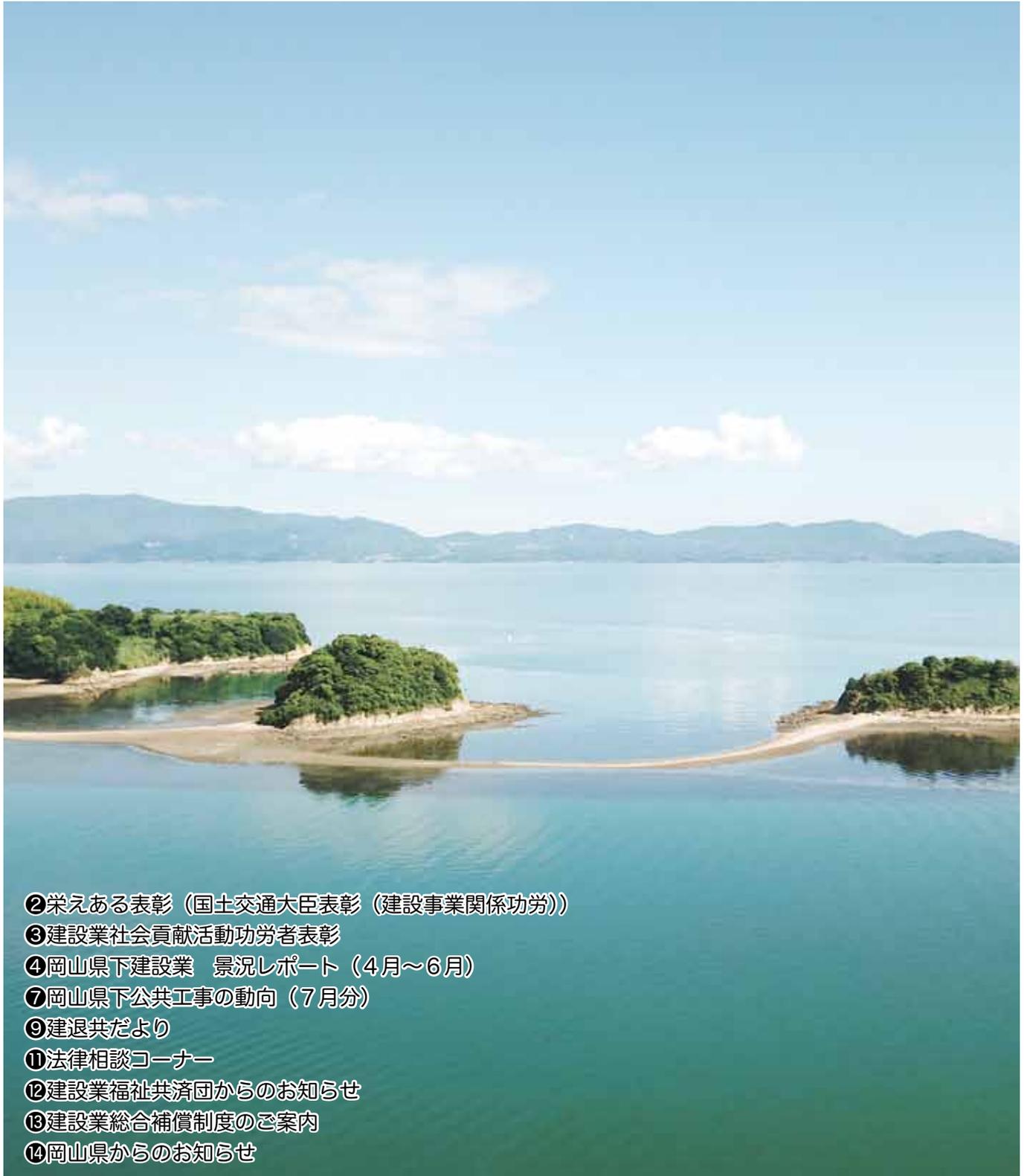


Okakenkyo News Letter

2022
8月
828号

岡山県建設業協会 **会報**



- ② 栄えある表彰（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③ 建設業社会貢献活動功労者表彰
- ④ 岡山県下建設業 景況レポート（4月～6月）
- ⑦ 岡山県下公共工事の動向（7月分）
- ⑨ 建退共だより
- ⑩ 法律相談コーナー
- ⑫ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑬ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑭ 岡山県からのお知らせ

黒島ヴィーナスロード[瀬戸内市]（提供：岡山県観光連盟）

栄えある表彰 国土交通大臣表彰（建設事業関係功労）

志多木 勝俊 氏

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 元副会長

（現理事・岡山県建設業協会井原支部 支部長）

志多木 勝俊 氏（(株)志多木組 代表取締役）

が国土交通大臣表彰の栄をになわれ、7月11日（月）齊藤国土交通大臣から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



志多木 勝俊 氏

建設業社会貢献活動功労者表彰

全国建設業協会では、平成18年度から毎年7月を「建設業社会貢献活動推進月間」と定め、地域建設業界の実践している幅広い社会貢献活動を広くアピールするとともに、建設業に対する理解を深める活動を展開しています。

社会貢献活動功労者表彰式は去る7月26日（火）経団連会館で、推進月間の一環である「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」において行われ、優れた社会貢献活動を行った26協会・支部等と24社に対して表彰式と記念品が授与されました。

本年度は当協会が昨年実施した職域接種に対して規程第3条団体表彰を受賞し、「全国初となる建設業協会による職域接種の実施について」と題して、会長から事例発表を行いました。



岡山県下建設業

景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス=景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	—	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5
やや良		15%	—	変わら	ず	45%	
変わら	ず	45%	—	悪	い	30%	
やや悪		20%	—				
悪	い	10%	—				
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

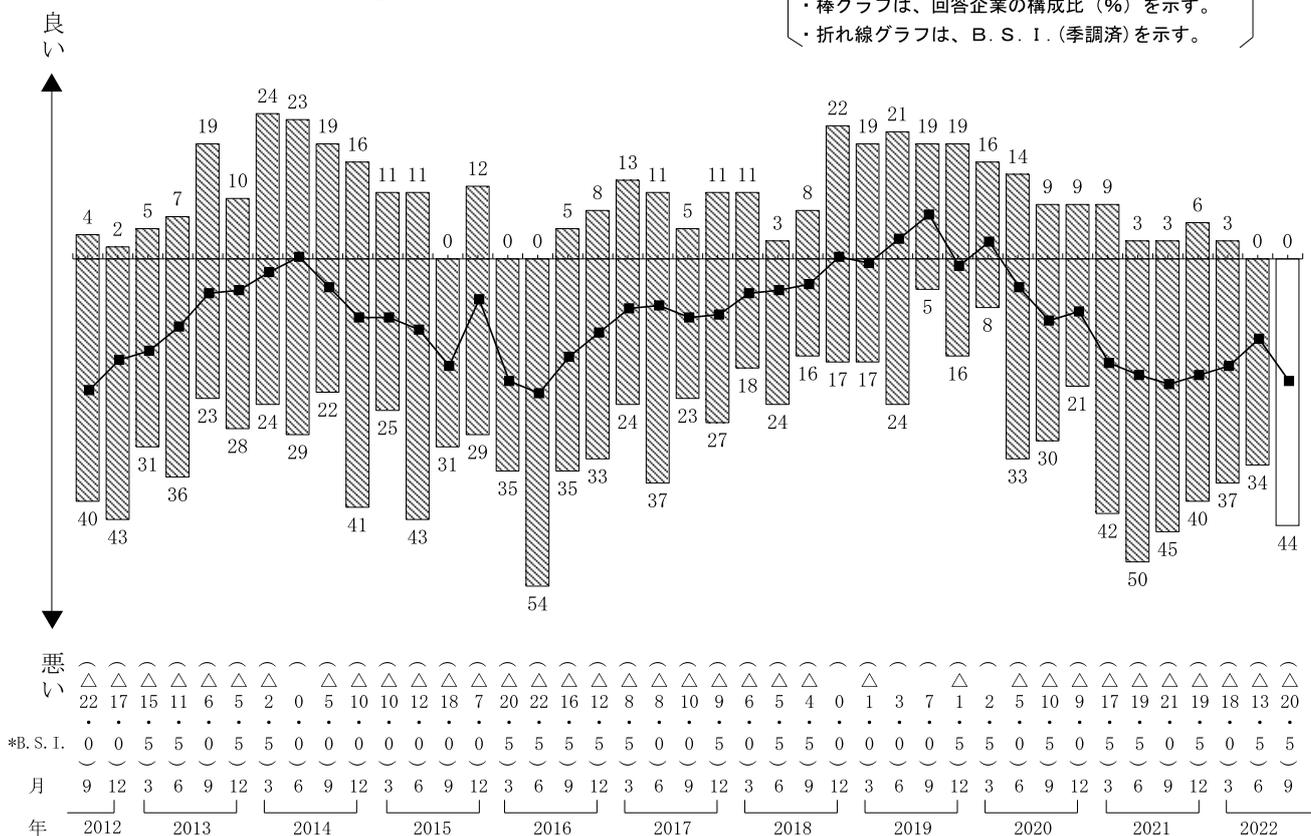
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 18.0	↗	△ 13.5	↘	△ 20.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 20.5	↗	△ 15.5	↘	△ 23.0
	官 公 庁 工 事※	△ 18.0	↗	△ 3.5	↘	△ 24.0
	民 間 工 事※	△ 17.5	⇒	△ 17.5	↗	△ 17.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 5.5	↗	△ 3.5	↘	△ 4.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	4.0	↗	4.5	↗	6.5
	短期借入金※	△ 2.5	↘	△ 4.5	↗	△ 1.5
	短期借入金利	0.0	↘	△ 3.0	↗	△ 2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 20.0	↘	△ 23.0	↘	△ 29.0
	資 材 の 価 格	37.0	↗	42.0	↗	44.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 18.5	↘	△ 20.0	↘	△ 25.0
	建設労働者の賃金	14.5	↗	15.5	↗	16.0
(7) 収 益	※	△ 13.0	↗	△ 10.5	↘	△ 20.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



岡山県下公共工事の動向 〈7月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年7月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和4年度	337件	162億円	1,190件	777億円
増 減 率	▲5.1%	▲0.4%	▲1.9%	5.9%
令和3年度	355件	163億円	1,213件	734億円
令和2年度	434件	173億円	1,271件	751億円
令和元年度	542件	206億円	1,604件	766億円

【1】当月の状況

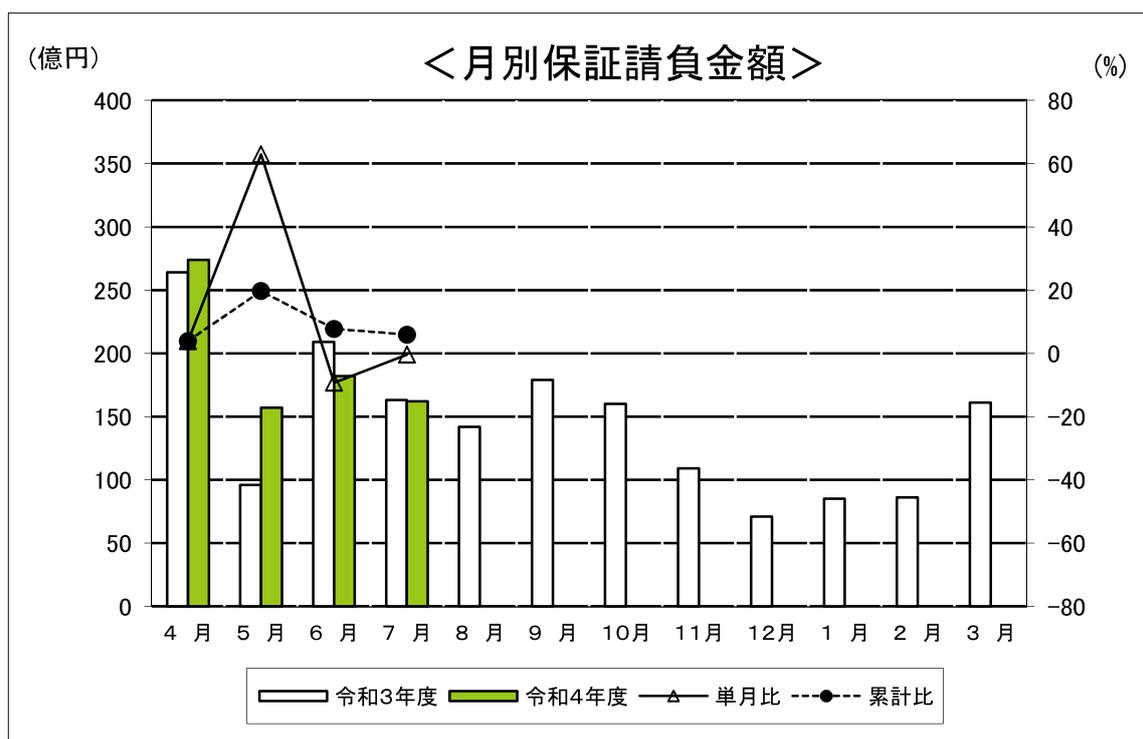
7月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で5.1%減の337件、請負金額は0.4%減の162億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で35.3%増、「市町村」で20.2%増となったものの、「国」で25.8%減、「県」で26.9%減、「その他の公共的団体」で60.1%減となった。

【2】累計(令和4年4月～7月)

7月末累計では、件数は前年同月比で1.9%減の1,190件、請負金額は5.9%増の777億円となった。

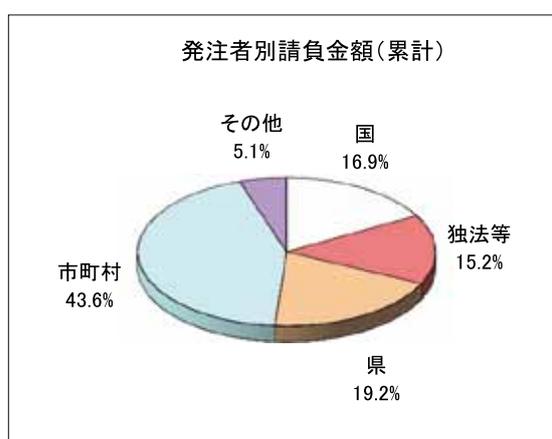
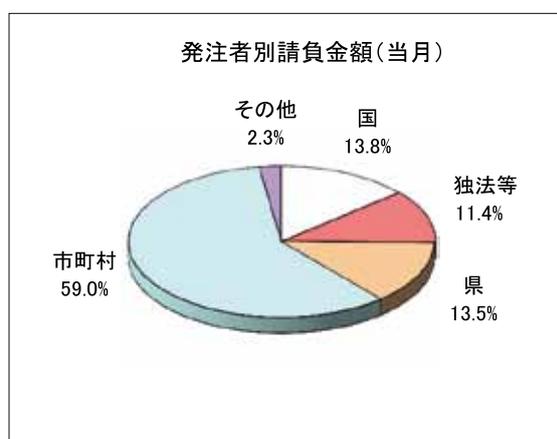
発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で1.8%減、「県」で18.9%減となったものの、「国」で9.3%増、「市町村」で19.7%増、「その他の公共的団体」で50.6%増となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	13	2,246	▲ 38.1	▲ 25.8	74	13,101	▲ 14.0	9.3
独法等	8	1,855	100.0	35.3	35	11,811	6.1	▲ 1.8
県	118	2,192	▲ 5.6	▲ 26.9	440	14,924	▲ 5.6	▲ 18.9
市町村	190	9,576	▲ 3.6	20.2	620	33,899	2.3	19.7
その他	8	375	0.0	▲ 60.1	21	3,986	▲ 4.5	50.6
合 計	337	16,247	▲ 5.1	▲ 0.4	1,190	77,723	▲ 1.9	5.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	4,505	▲ 18.0	27.7%	28,442	▲ 10.1	36.6%
東備地区	321	▲ 57.9	2.0%	2,441	8.2	3.1%
倉敷地区	3,606	▲ 13.9	22.2%	19,504	16.5	25.1%
井笠地区	2,505	8.5	15.4%	9,722	25.3	12.5%
高梁地区	218	▲ 66.1	1.4%	759	▲ 62.1	1.0%
新見地区	600	72.0	3.7%	2,521	123.6	3.2%
真庭地区	503	▲ 12.0	3.1%	4,333	▲ 10.3	5.6%
津山地区	2,101	37.9	12.9%	5,268	7.7	6.8%
勝英地区	1,884	309.1	11.6%	4,730	118.0	6.1%
合 計	16,247	▲ 0.4	100.0%	77,723	5.9	100.0%

(建退共だより)

建退共電子申請方式操作研修会の開催について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

建退共では、これまでの証紙による掛金納付に加えて電子申請による掛金納付ができるようになりました。多くの皆様に知っていただきたいため、以下のとおり説明会を開催させていただきます。お気軽にご参加ください。

題 目	建退共制度電子申請方式操作研修会（岡山県）
内 容	建退共制度における電子申請システムの操作説明 ・電子申請方式の概要 ・就労実績報告作成ツールのダウンロード ・電子申請方式の申込 ・電子申請専用サイトへのログイン ・退職金ポイントの購入、就労実績の報告 ・オンライン申請
会 場	Zoomを使ったオンライン形式で開催
開催日時	自社施工向 令和4年8月30日 13:30～15:00 約90分 (Zoomの申込フォームでご確認下さい。)
対 象 者	建退共に参加されている事業所 ※1事業所から複数人の参加もOK ※電子申請方式申込済の方も参加できます。
申込締切	令和4年8月29日（月）
申込方法	以下のURLにアクセスするかQRコードを読み取って、参加される方の会社名とメールアドレスを登録してください。研修会当日のアクセス先がメールで配信されます。 https://zoom.us/webinar/register/WN_s0wzLHQCT9Sq2FNwCjH-eA



問い合わせ先

建設業退職金共済事業本部 電子申請課 TEL.03-6731-2832

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 <https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

ZOOMウェビナーの事前登録方法について

こちらの画面が表示されましたら、赤枠内を事前登録をお願いします。
ご登録が完了すると、当日のアクセス先がメールで配信されます。

トピック **建退共オンライン説明会**

時刻 2022年xx月xx日 02:00 PM 大阪、札幌、東京

必須情報

名*

姓*

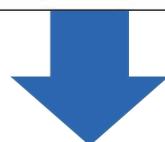
メールアドレス*

メールアドレスを再入力*

登録時に提供する情報は、アカウントオーナーおよびホストと共有されます。アカウントオーナーとホストは、その情報を規約とプライバシーポリシーに従って使用・共有できます。

私はロボットではありません  reCAPTCHA
プライバシー - 利用規約

← 表示されない場合もあります。



メールが届きます

Kentaikyo建設 様

建退共オンライン説明会にご登録いただき、ありがとうございます。
このウェビナーについての情報は以下で確認できます。

建退共オンライン説明会

日時 2022年xx月xx日 xx:00 PM 大阪、札幌、東京

ウェビナー ID	9x9 9x9x 9x9x
パスコード	9x99

質問は以下へ送信してください: seminar-kentaikyo-denshi@tais yokukin.jp
登録はいつでもキャンセルできます。

Zoom に参加する方法

1. PC、Mac、iPad、またはAndroid から参加する

第146回 繁忙期におけるパワハラ

●相談内容●

当社は、今年 12 月に繁忙期を迎える見込みです。そこで従業員に対して残業をしてもらい、大量の作業をしてもらいたいと考えています。この際、どのような点に気をつけるべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

前回は部下から上司に対するパワハラについて説明しました。今回は、パワハラが発生しやすい繁忙期について説明します。前回は説明したように今年4月から中小企業にも労働施策総合推進法（通称パワハラ防止法）のパワハラ防止対策が義務付けられているため、パワハラの放置は厳しい目にさらされることとなります。

繁忙期におけるパワハラ

繁忙期は、上司を含む従業員が納期などに追われ、残業時間も増え、心理的には余裕がない時期です。そのような状況では、他人に対して配慮することが非常に困難になってしまい、結果として、上司の部下に対する言動が厳しくなってしまうたり上司が部下に過大な要求をしてしまったりするリスクがあります。

残業時間次第では労働災害の問題に収まりきらず、安全配慮義務違反を問われるリスクが向上します。具体的には、時間外労働時間と休日労働の合計が直近半年平均で月80時間、直近1か月で月100時間の残業をさせていた場合には過労死ラインと判断され、損害賠償請求がなされるリスクは非常に高いです。

会社としても効率的な業務の分配をして繁忙期の忙しさを軽減するよう、計画立てる必要性があります。

また現在はメンタルヘルスの問題に備えた保険が存在します。使用者賠償責任保険も存在するため、損害賠償請求に備えるとともに従業員が安心して働けるように保険の加入を提案いたします。

建設業の残業規制の変更への対応

今から2年後の令和6年（2024年）4月からは、残業時間の上限について中小企業にも規制が及びることとなります。具体的には、月45時間、年間360時間までしか残業をさせられません。特別な事情があれば最大で月100時間、年720時間まで可能ですが、特別な事情は通常予見できない業務量の増加を伴うときに認められるため、単に毎年決まった時期に訪れる繁忙期などでは認められる可能性は極めて低いです。

残業上限規制に違反しないように業務改革をしなくてはなりません。そのために短期間で大量の作業をしなくてはならないとなると、過大な要求をすることによるパワハラを引き起こすリスクがあります。残業削減とパワハラの減少を同時にすることは難しいように感じられますが、業務の効率化を図り、無用な残業を減らすことによって、作業量が減るだけでなく、従業員が心の余裕を持つこととなるため、ハラスメントを減らすことにも繋がると考えられます。

社内から見ても、社外から見ても善良な環境を作れるように業務の無駄を減らし、質を向上させることが必要といえます。

＜法定外労災補償制度＞

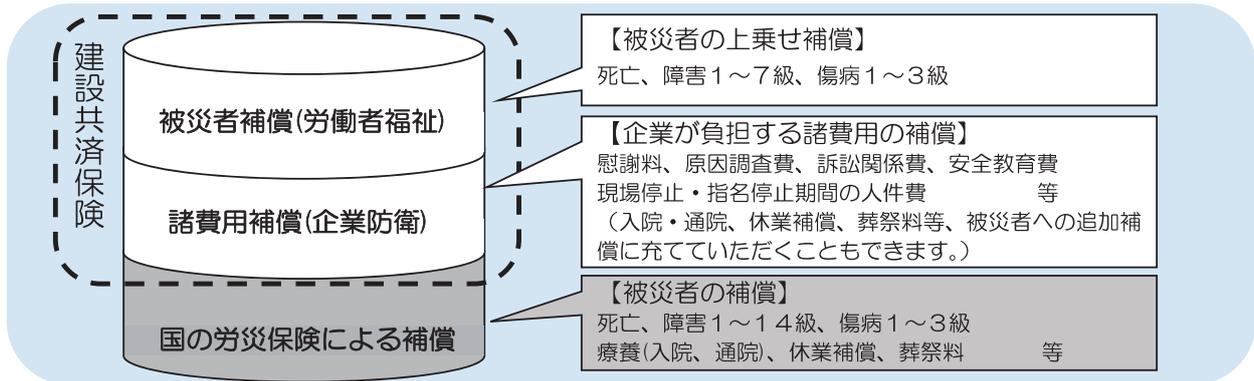
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和4年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償

●工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年12月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償(損害保険)

身体賠償	1名につき 1億円 1事故につき 3億円 (または 5億円 、 10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
財物賠償 <small>(管理財物の損壊を含む)</small>	1事故につき 1億円 (または、 3,000万円 、 5,000万円 、 3億円 、 5億円 、 10億円) <small>(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)</small>
免責金額(自己負担額)	1事故につき 3万円 (身体賠償・財物賠償それぞれ)
借用・支給財物損壊補償	1事故、保険期間中通算 500万円 (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償	1事故、保険期間中通算 1,000万円 もしくは 2,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき 5万円 <small>※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もごさいませ!</small>

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もごさいませ! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額	1回の災害および保険期間中通算 5,000万円 もしくは 1億円 、 2億円 、 3億円
--------------	--

対物超過費用補償特約(オプション)

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えてしまった場合に事故解決に要した費用を補償します。

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの支払限度額	1事故かつ1工事期間中につき 2,000万円 もしくは 各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額
1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) 盗難の場合: 10万円 (3) (1) (2) 以外の事故による場合: 100万円 または 150万円 <small>*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただきます。</small>



組立保険

1事故あたりの支払限度額	各工事の保険金額(=請負金額) <small>※工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)</small>
1事故あたりの免責金額(自己負担額)	(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: 0円 (2) (1) 以外の事故による場合: 10万円

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問合わせください。

B21-XXXXXX 使用期限:2023年08月01日

目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動

一人ひとりが交通マナーを向上させて交通ルールを守ること、交通事故を防ぎましょう。

【運動期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日
【スローガン】 晴れの国「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

【重点目標】 (1) 思いやりとゆずり合いによるマナーアップ
(2) 全ての道路利用者の交通ルールの遵守
(3) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保
(4) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーの皆さんへ

- 信号を守り、合図を出し、車間距離を保ちましょう。
- 横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。横断歩道に歩行者がいたら、必ず「とまってゆずる」ようにしましょう。
- スピードを控えて走りましょう。
- 早めに点灯し、ハイビームを使いましょう。
- 後部座席でもシートベルト、チャイルドシートを正しく使いましょう。
- 思いやり、ゆずり合い運転をしましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
横断歩行者や他の車に進路を「ゆずる」、横断歩道や赤信号、一時停止の場所で「とまる」、速度・合図等のルールや交通弱者を「まもる」

自転車の皆さんへ

- 自転車も「車両」です。自転車安全利用5則を守りましょう。
- 自転車の信号無視、一時不停止、乗車中のスマートフォン、傘さし運転、いずれも交通違反です。
- 自転車の通行は車道が原則、歩道は例外。車道では左側を走行しましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
歩道では歩行者に道を「ゆずる」、赤信号、一時停止場所では「とまる」、ヘルメットで身を「まもる」

歩行者の皆さんへ

- 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を横断するときは、接近してくる車両への「アイコンタクト」や「手を上げる」ことにより、横断する意思を示しましょう。
- 道路を横断するときだけでなく、横断中もしっかり左右を確認しましょう。
- 車の直前直後の横断はやめましょう。
- 夜間に外出するときは、リストバンドなどの夜光反射材を身につけましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
赤信号で「とまる」、道路を横断するときは横断歩道を利用するなど、ルールを「まもる」、薄暮時・夜間は、夜光反射材で身を「まもる」

岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 4. 7. 5 第1回岡山労働局人材確保対策推進協議会
- 4. 7.11 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰(東京)
- 4. 7.15 全建 総務委員会(WE B開催)
- 4. 7.25 正副会長会
- 4. 7.26 全建 建設業社会貢献活動推進月間中央行事(東京)
- 4. 7.27 岡山県生コンクリート品質管理監査会議
- 4. 7.28 理事会



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp